

# えん罪・誤判をなくそう！ 公正な証拠開示の法制化を求める請願署名にご協力を

2011年5月24日、いわゆる布川事件の再審公判で無罪判決が出されました。布川事件では、裁判に出されなかった検察官手持証拠の開示によって再審請求人に有利な新証拠が発見され、再審開始のカギとなりました。当時の鑑定書や取調べ録音テープなど重要な証拠を検察官が長い間、隠し続けていたことこそ問題です。

証拠開示の問題は布川事件だけではありません。いわゆる狭山事件は、現在、東京高裁に再審請求が申し立てられ、再審請求人の石川一雄さんが無実を叫びつづけて半世紀になろうとしています。いまだに多くの証拠が検察庁に眠っています。犯行現場を特定するための捜査書類や指紋検査報告書などがいまだに開示されていません。真実を究明し、無実の人を誤判からすみやかに救済するために、冤罪が争われている再審請求では弁護側の求める証拠開示が保障されなければなりません。

裁判員裁判の公判前整理手続きで証拠開示が拡充されるようになり、裁判実務においては、「無辜の救済が目的である再審においても証拠開示を積極的におこなうべき」という考え方が広がりつつあります。しかし、証拠開示の是非は一方当事者である検察官の裁量に委ねられており、再審請求や国家賠償請求の裁判などでは、いまだ十分な証拠開示がおこなわれていません。国連の自由権規約委員会、拷問禁止委員会なども再三にわたって、証拠開示を保障する法整備を日本政府に勧告しています。

この間、あいついで冤罪が判明し、無罪判決が出されました。誤判がおきる原因として、警察の代用監獄という密室における人権を無視した取り調べと、検察官による証拠の不開示が指摘されています。いわゆる郵便不正事件では、検察官が虚偽自白を強要し、さらに証拠を改ざんしていたことも明らかになっています。

法相の諮問機関である「検察の在り方検討会議」の提言においても、検察の職務の基本規定に「誠実に証拠を開示する」ことを盛り込むことが指摘されています。

冤罪は市民生活を破壊する最大の人権侵害です。冤罪は絶対にあってはなりません。冤罪の防止とすみやかな誤判からの救済のしくみを確立するために、いまこそ、取調べの全面可視化(録画・録音)と公正な証拠開示の制度を確立することが必要です。

わたしたちは公正な証拠開示の法制化を求めます。

## 狭山事件の再審を求める市民の会

代表 庭山英雄  
事務局長 鎌田 慧

### <問い合わせ連絡先>

東京都清瀬市下清戸3-12-2 クレール下清戸101  
狭山事件の再審を求める市民の会  
TEL.& FAX. 0424-95-7739  
または、TEL. 03-6280-3360

### <ホームページ>

<http://www.sayama-case.com/>

### 2011年5月25日 「読売新聞」社説

## 冤罪生んだ恣意的な証拠開示

### 布川事件再審

裁判をのり直し、事件から44年を経出した「無罪判決」である。茨城県利根町で1967年に大工の男性が殺害された「布川事件」の再審で、水戸地裁十浦支部は、桜井昌司を審問した。現年71歳の被告は、強盗殺人罪で78年に無期懲役が確定した2人は既に服役し、仮釈放された。検察は再審で2人に改

めて無期懲役を求刑していた。検察は控訴するかどうかを検討するが、立証を完全に否定された以上、2人の無罪を速やかに確定させるべきだろう。戦後の事件で死刑か無期懲役が確定後、再審で無罪となったのは「足利事件」に続き7件目だ。司法界全体が、冤罪を防げなかった事実を重く受け止め、綿密に検証して再発を防ぐ必要がある。検察は、2人の「自白」と、被害者の前で2人を見たという住民の証言を立証の柱にした。判決は、捜査段階で犯行を認めた2人の供述が一貫性を欠いていることを重視した。供述調書については、「捜査官の誘導などにより作成された可能性を否定できない」との判断を示した。冤罪につながる自白偏重の捜査が、布川事件でも行われたことがうかがえる。目撃証言についても、判決は、「信用性に欠ける」と指摘した。その判断に至る一つの要因になっ

たのが、新たな目撃証言の存在だ。杉山さんを知る女性が現場近くで見たと、杉山さんとは別人と語ったものだ。この証言の調書は、2人が2001年に行った7回目の再審請求で検察が初めて開示した。再審が開始される伏め手となった。判決は、女性の証言の信用性について全面的には認めなかったが、この証言がもとより判明していれば、当初の裁判の結果に影響が及んだのではないかと、検察側に都合の悪い証拠は伏せておく恣意的な証拠開示があったと言わざるを得ない。

裁判員制度の導入に伴い、現在では初公判前に検察が争点にかかわる証拠を原則的に開示するルールが採用されている。だが、検察がほとんどの証拠を隠さず開示するという構図は変わらない。検察が、自らに不利な証拠を開示してこそ、公正な裁判が成り立つ。裁判員にも証拠開示を促す訴訟指揮が求められている。

# 公正な証拠開示の法制化を求めます

内閣総理大臣 様  
衆議院議長 様  
参議院議長 様

## [請願の趣旨]

この間、あいついで冤罪（えんざい）が発覚しています。誤判がおきる原因として、警察の代用監獄という密室における人権を無視した取り調べと、検察官による証拠の不開示が指摘されています。いわゆる郵便不正事件では、検察官が虚偽自白を強要し、証拠を改ざんしていたことも明らかになりました。検察官が開示した証拠によって無実であることが判明し、再審（裁判のやり直し）で無罪判決が出された冤罪事件も少なくありません。冤罪は市民生活を破壊する最大の人権侵害です。市民が参加する裁判員制度も始まっています。冤罪の防止とすみやかな誤判救済のしくみを確立するために、いまこそ、取調べの全面可視化（録画・録音）と公正な証拠開示の制度を確立することが必要です。冤罪をなくすために、以下のことを要請します。

## [請願事項]

- 1、被疑者等の取調べの全過程の録画・録音による可視化を求めます。
- 2、検察官が、公正に証拠を収集し、証拠リストを作成、適正に保管し、弁護側に開示することを義務づける法律の制定を求めます。

## [請願者]

名 前	住 所

●取り扱い団体

---

# 公正な証拠開示の法制化を求めます

内閣総理大臣 様  
衆議院議長 様  
参議院議長 様

## [請願の趣旨]

この間、あいついで冤罪（えんざい）が発覚しています。誤判がおきる原因として、警察の代用監獄という密室における人権を無視した取り調べと、検察官による証拠の不開示が指摘されています。いわゆる郵便不正事件では、検察官が虚偽自白を強要し、証拠を改ざんしていたことも明らかになりました。検察官が開示した証拠によって無実であることが判明し、再審（裁判のやり直し）で無罪判決が出された冤罪事件も少なくありません。冤罪は市民生活を破壊する最大の人権侵害です。市民が参加する裁判員制度も始まっています。冤罪の防止とすみやかな誤判救済のしくみを確立するために、いまこそ、取調べの全面可視化（録画・録音）と公正な証拠開示の制度を確立することが必要です。冤罪をなくすために、以下のことを要請します。

## [請願事項]

- 1、被疑者等の取調べの全過程の録画・録音による可視化を求めます。
- 2、検察官が、公正に証拠を収集し、証拠リストを作成、適正に保管し、弁護側に開示することを義務づける法律の制定を求めます。

## [請願団体]

団体名・代表者名	印